

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和4年5月19日
独立行政法人大学入試センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和3年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給については、令和3年度を対象期間とした契約は、環境配慮契約による入札を実施した。⑥建築物の維持管理については、令和3年度を対象期間とした契約は、修繕や保守点検等を目的としており、温室効果ガス等の排出の削減についての工夫の余地がない業務だったため環境配慮契約未実施による入札を実施した。なお、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑦産業廃棄物の処理について、令和3年度は対象となる案件がなかった。